

前橋クリエイティブシティ
県庁～前橋駅都市空間デザイン 国際コンペ 第2回審査委員会
議事

日時：令和6年10月4日（金） 17：00～20：00

場所：群馬県庁29階 第1特別会議室

1. 開会

2. 議事

(1)実施要綱の一部改正について

【改正内容】

●競技名称の改正

- ・改正前：県庁～前橋駅クリエイティブシティ構想 国際デザインコンペ
- ・改正後：前橋クリエイティブシティ 県庁～前橋駅都市空間デザイン 国際コンペ

●第1条第1項一部改正

- ・改正前：世界に誇れる構想デザイン
- ・改正後：世界に誇れる空間デザイン

●第7条第1項

- ・改正前：提出された作品について、審査委員会において審査し、1位、次点、入選を決定する。
- ・改正後：提出された作品について、審査委員会において審査し、最優秀作品、次点、入選を決定する。

⇒上記一部改正について、審査委員一同承認

(2)審査委員会設置運営要領の一部改正について

●競技名称の改正

- ・改正前：県庁～前橋駅クリエイティブシティ構想 国際デザインコンペ
- ・改正後：前橋クリエイティブシティ 県庁～前橋駅都市空間デザイン 国際コンペ

●第4条第1項別表の改正

●第6条第5項の削除

(C委員) 第3条(2)の記載が、実施要綱と設置運営要領に齟齬がある。

(A委員) 実施要綱に記載されている「最優秀作品・次点・入選を決定する」に表記を揃えた方がいい。

(事務局) 設置運営要領を実施要綱の記載に合わせ、「最優秀作品・次点・入選を決定する」

に修正する。

⇒上記修正を行うことを条件に、一部改正について、審査委員一同承認

(3)募集要項（案）について

募集要項（案）について審議

●応募の条件

（A 委員）群馬県の入札参加資格申請などについて、海外の企業も含め、全ての応募者が分かるように情報発信すること。

（事務局）コンペに関する諸手続など全ての応募者が分かるように、コンペ公式ウェブサイトに掲載し情報発信する。

●基本設計契約

（F 委員）実施設計に係る契約は、契約主体が群馬県、国、前橋市と分かれ、各々で規定が違うため契約が分かれるようだが、前段の基本設計契約も、群馬県、国、前橋市と 3 本の契約を行うのか。

（事務局）基本設計については、国、前橋市と調整の上、提案区間全体を群馬県で契約することを考えている。

●デザインコンペ後の取扱い

（A 委員）「12.注意事項」の「(3)デザインコンペ後の取扱い」の記載について、設計計画の円滑な進行を担保するような表現として、「可及的」を追記することを提案する。

⇒上記文言の追記について、各審査委員承認

●賞金等の考え方

（A 委員）「賞金の配分は審査委員会の判断で変更されることもある」との記載があるが、賞金の配分変更に関する事務局の考えを聞きたい。

（事務局）賞金等の考え方については、一次審査で 5 者以内（5 作品以内）を考えており、2 次審査の検討などの費用として 100 万円ずつ最大で 5 者、さらに最優秀作品に選定されれば賞金 2,400 万円としている。ただし、1 次審査通過者が 5 者に満たなかった場合、例えば 3 者となった場合は、一律 100 万円ではなく、賞金総額の中で審査委員会にて配分を変更することを想定している。

●主催者における提出物の無償目的使用

（F 委員）「12.注意事項」の「(1)提出物等」の③に記載の「最優秀提案者は以下の目的のために主催者に対して、本制作物を複製、改変その他利用する権利を」とあるが、「改変」の記載は削除した方がいいと思う。「改変」することは

応募者に許諾されないと思う。

(事務局)「改変」というのは、展示や説明資料で使用する際のレイアウト変更や軽微な修正を想定しており、デザインの改変は想定していない。

(C委員) デザインを変えるのではなく、説明などで利用する際に文言、レイアウトを変えることに對して提案者と相談することとすると使い勝手が悪くなるので、これを回避する文言、誤解を招かない文言を土木学会の意見を聞いて、委員長と事務局が相談し最終決定することでよいのか。

⇒上記について、各審査委員承認

●スケジュール

(E委員) 公告から1次提案書提出まで6週間しかなく、A2 パネル2枚をこの期間で仕上げるのは非常に厳しい。1次提案書提出までの期間がなるべく長くとれるように日程調整すべきである。

(C委員) 募集要項の公告を1週間前倒しすることは可能か。

(事務局) 公告前の諸手続が早く完了できれば公告の日程変更は可能である。

(C委員) 1次審査までの日程を長く確保できるように日程調整し、その日程の決定は委員長で確認することでもいいか。

⇒上記について、各審査委員承認

●成果物の提出方法

(D委員) 成果物の提出方法について、記録媒体などを郵送で提出とあるが、海外からの応募に對して、国際郵便は遅配傾向にあり、成果物の制作時間などを考慮すると国内に比べ不利になる。このため、オンラインで提出できるようにした方がいいのでは。

(C委員) 1次審査の A2 パネルの提出は、海外応募者が応募を断念することが想定されるが、1次審査は全ての作品を A2 パネルで掲出し、見ながら審査を行いたい。応募者には PDF データを送ってもらい、事務局で A2 パネル化することは可能か。

(事務局) 成果物の提出は、コンペ公式ウェブサイトから PDF データが提出できるようにする。また、1次審査時のパネル化は事務局で対応する。

●審査方法

(C委員) 1次及び2次審査の提案物の中で、QR コードなどを使って映像を視聴してもらうことなどが考えられるが、これは規制すべきではないか。

(事務局) 募集要項に「提案物において QR コードなどで格納されたデータは審査の対象外」という文言を追記することはいかがか。

⇒上記について、各審査委員承認

●公開プレゼンテーション

(D委員) 公開プレゼンは対面とのことだが、海外からの応募を考えると、オンラインでのプレゼンの必要もあるのではないか。

(C委員) 実空間に応募者が数名いて、海外企業はオンラインで説明というケースであれば、対面と言えるのでは。全てオンラインでのプレゼンを認めるかについてはいかがか。

(A委員) オンラインを可能とした場合、公開プレゼンのリアルタイム配信はどうするのか。

(C委員) リアルタイム配信は、他者のプレゼンの状況を見ることができてしまい、公平性を担保することができないため、後日配信した方がいい。公開プレゼンは、対面を原則としているため、現地に誰も来ない完全オンラインでのプレゼンは認めないということではいかがか。

⇒上記について、各審査委員承認

(4)審査要領(案)について

審査要領(案)について審議

●募集要項と審査要領の文言の整合

(G委員) 1次審査の評価項目について、募集要項では「デザインの具現化」、審査要領では「デザインの具体化」になっているので、統一した方がいい。

(C委員) 募集要項と審査要領の文言は整合させること。1次審査の採点結果は公表するのか。他のコンペでも公表している事例はあるか。

(事務局) 国内の他事例を確認すると、1次審査の採点結果は公表していないものが多い。

(C委員) 1次審査は、審査の件数も多いことが懸念されるため、採点結果の公表は行わないこととする。

3. その他

(事務局) 今後のスケジュールについて、1次提案書の締切りを12月13日(金)としているため、第3回審査委員会を12月27日(金)午前中に開催する。2次提案書の締切りは3月上旬を予定しているため、第4回審査委員会を3月22日(土)に開催する。審査委員の方は日程の確保をお願いしたい。

(C委員) 1次及び2次審査は対面で実施する。1次審査は午前中を予定しているが、審査する数によっては午後にかかる場合もあるので、承知してもらいたい。また、2次審査は1日かかるので審査委員は日程を確保してください。

(事務局) 本日議論いただいた募集要項のコンペの開催趣旨や応募資格などの入口部分の情報を早めに周知するため、募集要項の概要版として公告前にコンペ公式ホームページに掲載したいと考えているがいかがか。

(C委員) 募集要項の概要版は事前周知のための条件的なもののみであるため、公告前に掲載するのは問題ない。

以 上